

112 明治13年11月25日 菊池長閑宛

(長閑注記) 第二号明十三年十一月廿五日

呼出に因て今日司法省エ参たら左の如書付を渡された

第一

菊池武夫

雇申付候事

但月俸百円給与

月日

司法省

第二

雇  
菊池武夫

民事局詰を命し候事

月日

司法省

逆も幾位小言を云ても百円より多くハ呉る風もないから先請書

を出した尤も是程早く極りか付ふとハ夢にも思ぬ故印も注文した計りて未だ出来す書判にて済した次第未だ周旋の方に今少し骨を折ふと考居た位の事にて実ハ少く驚された偶合右に付一つの難題と云ふハ外ならず帰県の事なり逆も今頃斯の次第に立至ふとハ思はなかつた故今少し極りか付た所にて帰る都合にして置たる事なりしか大に当か外れ活計の口か見付たか宜けれと一方ならぬ失望なり先当り前の所を云ふと来夏の休暇までハ帰県出来ぬ話たか此所か何様か工夫の付方もあるんか何れ局長に得と事情を明し其意見をも承るへし彼さへ承知して呉れハ十五日ヤ廿日の暇ハ貰れるかも知ぬ然し局長逆も初面会した計りの人なれハ行成其様な事も云れず何れ少し懇意に成た上の話たから急にハ出来ぬ事何分恵にて成る事たから私計りに依佑鼎貞ハ出来ぬと答るかも知ぬ帰県ハ先当にならぬものと思召被下たし

父君

武夫

(長閑注記)

〔十二月二日達ス同八日番外ニテ返事出し〕